参考資料4

※令和8年7月末現在

令和８年度

クリーンセンターふたばに係る
モニタリング結果（福島県）

福島県中間貯蔵・除染対策課

※令和８年７月末時点

令和８年度クリーンセンターふたばに係るモニタリング結果一覧

調査項目	調査地点数	結果
空間線量率	6	これまでの結果と同程度
大気浮遊じん中の放射能濃度	3	いずれも検出下限値未満
浸出水原水中の放射能濃度	1	いずれも検出下限値未満
浸出水原水中の有害物質等	1	これまでの結果と同程度
処理水中の放射能濃度	1	いずれも検出下限値未満
処理水中の有害物質等	1	基準超過なし
防災調節池放出水中の放射能濃度	1	いずれも検出下限値未満
地下水中の放射能濃度	3	いずれも検出下限値未満
地下水中の有害物質等	2	基準超過なし
河川水中の放射能濃度	1	いずれも検出下限値未満
河川水中のふっ素及びほう素濃度	1	基準超過なし

クリーンセンターふたばモニタリング結果

1 空間線量率

（単位：μSv/h）

測定地点	第1回調査(R8.5.19実施)		第2回調査(R8.7.23実施)		第3回調査		第4回調査	
	測定時刻	調査結果	測定時刻	調査結果	測定時刻	調査結果	測定時刻	調査結果
①	10:15	0.46	10:14	0.35	（調査未了）		（調査未了）	
②	9:40	1.81	9:42	1.72				
③	9:36	1.16	9:37	1.07				
④	10:18	3.62	10:20	3.19				
⑤	9:33	1.36	9:34	1.41				
⑥	10:24	3.34	10:30	3.23				

2 大気浮遊じん中の放射能濃度

（単位：mBq/m^3）

採取地点	核種	第1回調査(R8.5.19実施)		第2回調査(R8.7.23実施)		第3回調査		第4回調査	
		分析結果	検出下限値	分析結果	検出下限値	分析結果	検出下限値	測定時刻	調査結果
①	Cs-134	不検出	5	不検出	5	（調査未了）		（調査未了）	
	Cs-137	不検出	5	不検出	5				
②	Cs-134	不検出	5	不検出	5				
	Cs-137	不検出	5	不検出	5				
③	Cs-134	不検出	5	不検出	5				
	Cs-137	不検出	5	不検出	5				

3 浸出水原水、処理水、防災調節池放出水及び地下水中の放射能濃度

（単位：Bq/L）

採取地点		核種	第1回調査(R8.5.19実施)		第2回調査(R8.7.23実施)		第3回調査		第4回調査	
			分析結果	検出下限値	分析結果	検出下限値	分析結果	検出下限値	分析結果	検出下限値
浸出水原水		Cs-134	不検出	1	不検出	1	（調査未了）		（調査未了）	
		Cs-137	不検出	1	不検出	1				
処理水		Cs-134	不検出	1	不検出	1				
		Cs-137	不検出	1	不検出	1				
防災調節池放出水		Cs-134	不検出	1	不検出	1				
		Cs-137	不検出	1	不検出	1				
地下水※	①	Cs-134	不検出	1	—	—	（調査未了）		（調査未了）	
		Cs-137	不検出	1	—	—				
	②	Cs-134	—	—	—	—				
		Cs-137	—	—	—	—				
	③	Cs-134	—	—	不検出	1				
		Cs-137	—	—	不検出	1				

※ 地下水については各地点年1～2回の調査を行う。

4 河川水中の放射能濃度

（単位：Bq/L）

採取地点	核種	第1回調査(R8.5.19実施)		第2回調査(R8.7.23実施)		第3回調査		第4回調査	
		分析結果	検出下限値	分析結果	検出下限値	分析結果	検出下限値	分析結果	検出下限値
北沢川	Cs-134	不検出	1	不検出	1	（調査未了）		（調査未了）	
	Cs-137	不検出	1	不検出	1				

5 有害物質等

（1）浸出水原水・処理水

	調査項目	単位	浸出水原水		処理水		基準※	測定方法
			第1回調査（R8.5.19採取）	第3回調査	第1回調査（R8.5.19採取）	第3回調査		
1	アルキル水銀化合物	(mg/L)	<0.0005		<0.0005		検出されないこと	環告第64号
2	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	(mg/L)	<0.0005		<0.0005		0.005 以下	環告第64号
3	カドミウム及びその化合物	(mg/L)	<0.003		<0.003		0.03 以下	環告第64号
4	鉛及びその化合物	(mg/L)	<0.05		<0.05		0.1 以下	環告第64号
5	有機燐化合物	(mg/L)	<0.1		<0.1		1 以下	環告第64号
6	六価クロム化合物	(mg/L)	<0.02		<0.02		0.2 以下	環告第64号
7	砒素及びその化合物	(mg/L)	<0.01		<0.01		0.1 以下	環告第64号
8	シアン化合物	(mg/L)	<0.1		<0.1		0.5 以下	環告第64号
9	ポリ塩化ビフェニル	(mg/L)	<0.0005		<0.0005		0.003 以下	環告第64号
10	トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.002		<0.002		0.1 以下	環告第64号
11	テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.0005		<0.0005		0.1 以下	環告第64号
12	ジクロロメタン	(mg/L)	<0.002		<0.002		0.2 以下	環告第64号
13	四塩化炭素	(mg/L)	<0.002		<0.002		0.02 以下	環告第64号
14	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.004		<0.004		0.04 以下	環告第64号
15	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.02		<0.02		0.2 以下	環告第64号
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.04		<0.04		0.4 以下	環告第64号
17	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0005		<0.0005		3 以下	環告第64号
18	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.006		<0.006		0.06 以下	環告第64号
19	1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.002		<0.002		0.02 以下	環告第64号
20	チウラム	(mg/L)	<0.006		<0.006		0.06 以下	環告第64号
21	シマジン	(mg/L)	<0.003		<0.003		0.03 以下	環告第64号
22	チオベンカルブ	(mg/L)	<0.02		<0.02		0.2 以下	環告第64号
23	ベンゼン	(mg/L)	<0.01	（調査未了）	<0.01	（調査未了）	0.1 以下	環告第64号
24	セレン及びその化合物	(mg/L)	<0.01		<0.01		0.1 以下	環告第64号
25	1,4-ジオキサン	(mg/L)	<0.05		<0.05		0.5 以下	環告第64号
26	ほう素及びその化合物	(mg/L)	3.3		<0.2		10 以下	環告第64号
27	ふっ素及びその化合物	(mg/L)	4.6		0.9		8 以下	環告第64号
28	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(mg/L)	2		2		100 以下	環告第64号
29	水素イオン濃度	—	8.2		7.6		5.8以上 8.6以下	環告第64号
30	生物化学的酸素要求量	(mg/L)	4.7		0.5		20 以下	環告第64号
31	化学的酸素要求量	(mg/L)	14		2.1		20 以下	環告第64号
32	浮遊物質量	(mg/L)	19		<1		10 以下	環告第64号
33	ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質含有量	(mg/L)	<0.5		<0.5		1 以下(鉱油類) 10 以下(動植物油脂類)	環告第64号
34	フェノール類含有量	(mg/L)	<0.01		<0.01		1 以下	環告第64号
35	銅含有量	(mg/L)	0.01		<0.01		1 以下	環告第64号
36	亜鉛含有量	(mg/L)	0.08		<0.01		2 以下	環告第64号
37	溶解性鉄含有量	(mg/L)	<0.1		<0.1		10 以下	環告第64号
38	溶解性マンガン含有量	(mg/L)	0.04		<0.02		10 以下	環告第64号
39	クロム含有量	(mg/L)	<0.05		<0.05		2 以下	環告第64号
40	大腸菌数	(CFU/mL)	0		0		800 以下	環告第64号
41	窒素含有量	(mg/L)	2.9		2.6		15 以下	環告第64号
42	燐含有量	(mg/L)	<0.1		<0.1		16 以下	環告第64号
43	ダイオキシン類	(pg-TEQ/L)	—		0.000066		10 以下	日本産業規格K0312
44	ニッケル含有量	(mg/L)	<0.01		<0.01		2 以下	日本産業規格K0102-3 18
45	電気伝導率	(mS/m)	200		200		—	日本産業規格K0102-1 13
46	塩化物イオン	(mg/L)	420		440		—	日本産業規格K0102-2 6

※ 基準は、「放射性物質汚染対処特別措置法施行規則」で定める特定廃棄物の埋立処分の基準、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」で定める技術上の基準、「福島県産業廃棄物処理指導要綱」で定める排水基準、「福島県生活環境の保全等に関する条例」で定める排水指定事業場排水基準のうちの最低値とした。

（2）地下水

	調査項目	単位	地下水		基準※	測定方法
			第1回調査（R8.5.19採取）	第3回調査		
			採取地点①	採取地点②		
1	アルキル水銀	(mg/L)	<0.0005		検出されないこと	環告第10号
2	総水銀	(mg/L)	<0.0005		0.0005 以下	環告第10号
3	カドミウム	(mg/L)	<0.0003		0.003 以下	環告第10号
4	鉛	(mg/L)	<0.005		0.01 以下	環告第10号
5	六価クロム	(mg/L)	<0.01		0.02 以下	環告第10号
6	砒素	(mg/L)	<0.005		0.01 以下	環告第10号
7	全シアン	(mg/L)	<0.1		検出されないこと	環告第10号
8	ポリ塩化ビフェニル	(mg/L)	<0.0005		検出されないこと	環告第10号
9	トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.001		0.01 以下	環告第10号
10	テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.0005		0.01 以下	環告第10号
11	ジクロロメタン	(mg/L)	<0.002		0.02 以下	環告第10号
12	四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002		0.002 以下	環告第10号
13	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0004		0.004 以下	環告第10号
14	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.002		0.1 以下	環告第10号
15	1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.004		0.04 以下	環告第10号
16	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0005		1 以下	環告第10号
17	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0006	（調査未了）	0.006 以下	環告第10号
18	1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0002		0.002 以下	環告第10号
19	チウラム	(mg/L)	<0.0006		0.006 以下	環告第10号
20	シマジン	(mg/L)	<0.0003		0.003 以下	環告第10号
21	チオベンカルブ	(mg/L)	<0.002		0.02 以下	環告第10号
22	ベンゼン	(mg/L)	<0.001		0.01 以下	環告第10号
23	セレン	(mg/L)	<0.002		0.01 以下	環告第10号
24	1,4-ジオキサン	(mg/L)	<0.005		0.05 以下	環告第10号
25	クロロエチレン	(mg/L)	<0.0002		0.002 以下	環告第10号
26	ダイオキシン類	(pg-TEQ/L)	0.057		10 以下	日本産業規格K0312
27	電気伝導率	(mS/m)	55		—	日本産業規格K0102-1 13
28	塩化物イオン	(mg/L)	9		—	日本産業規格K0102-2 6
29	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	0.5		10 以下	環告第10号
30	ふっ素	(mg/L)	0.15		0.8 以下	環告第10号
31	ほう素	(mg/L)	0.03		1 以下	環告第10号
32	水素イオン濃度	—	6.8		—	環告第64号
33	浮遊物質量	(mg/L)	2		—	環告第64号

※　「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）

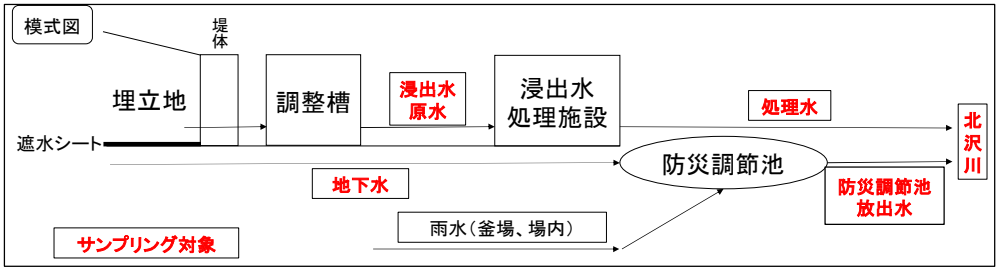
（3）河川水

	調査項目	単位	河川水（北沢川）				基準※	測定方法
			第1回調査（R8.5.19採取）	第2回調査（R8.7.23採取）	第3回調査	第4回調査		
1	ふっ素	(mg/L)	0.17	0.51	（調査未了）	（調査未了）	0.8 以下	環告第59号
2	ほう素	(mg/L)	<0.02	0.31			1 以下	環告第59号

※　「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年環境庁告示第59号）

クリーンセンターふたば





下流河川

